

○報告事項

教育委員会3月定例会について

○質問項目

- 1 旧県立体育館について
- 2 部活動改革について
- 3 今後の香川県立特別支援学校の在り方検討委員会の設置について
- 4 令和9年度香川県立公立高等学校入学者選抜について
- 5 中高一貫校について

司会)

それでは定刻となりましたので、教育長の定例記者会見を始めさせていただきます。

まず、本日、開催いたしました教育委員会3月定例会につきまして、淀谷教育長よりご報告させていただきます。

教育長)

それではよろしく申し上げます。今日の教育委員会3月定例会ですが、議案が25件、その他事項が7件ということで、32件でございます。

議案第1号、専決処分事項の承認に対する意見についてであります。2月県議会定例会に追加提案されました教育委員会関係議案について、知事からの意見聴取に対し、専決により異議のない旨の回答をしたことについての承認を得たものでございます。

議案第2号、香川県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の廃止等につきましては、公益信託ニ関スル法律の全部改正によりまして、公益信託の許可・監督にかかる主務官庁制が廃止されたため、当該規則の廃止等を行うものでございます。

議案第3号、香川県学校教育情報化推進計画の延長につきましては、教育基本計画が令和8年度まで計画期間を1年延長するため、本計画についても同様に延長するものでございます。

議案第4号、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県立学校職員の服務に関する規則の一部改正についてであります。地方公務員の育児休業等に関する法律の改正によりまして、部分休業制度が拡充されたことに伴い、所要の規定整備を行うものでござい

ます。

議案第5号は、香川県立学校の管理運営に関する規則の一部改正でございまして、県立学校長から教育長に対する月別の職員の勤務状況の報告の方法について、事務の効率化の観点から所要の規定整備を行ったものでございます。

議案第6号から議案第9号までの規則改正については、2月県議会において香川県使用料、手数料条例等が改正されたことに伴いまして、現行の使用料及び利用料金を改定するものでございます。

改定の対象となる施設は、県立武道館、県立総合水泳プール、香川県総合運動公園、県立丸亀競技場、県立屋島少年自然の家及び県立五色台少年自然センターでございます。

県立総合水泳プールのトレーニングルームの使用料について、専用使用の場合及び専用使用でない場合の区分も新たに設定いたします。

さらに、屋島少年自然の家の塩水プールについては廃止しますので、関連規定の削除をするものでございます。

議案第10号から第16号は、給与関係規則の改正でございます。11月議会及び2月議会で、給与関係条例が改正されました。その施行に伴う関係規則の制定及び改正でございます。

議案第17号及び議案第19号は、附属機関の委員の任命についてお諮りしたものでございます。いずれも現在の委員が令和8年3月31日で任期満了になりますので、新委員の任命について、それぞれ議決を得たものでございます。

議案第18号は資料提供させていただいておりますが、教育功労者への感謝状贈呈についてでございます。

今年度末に県教育委員会事務局、県立学校、公立小中学校を退職される教職員に対しまして、教育委員会から感謝状を贈呈することについて決定いたしました。

多年にわたり、香川県教育の振興に資するため学校教育等に従事し退職される方に対し、その功績に報いるために感謝状を贈呈することとしておりまして、教職員157名、教育委員会事務局職員2名に感謝状を贈呈いたします。

議案第20号の、香川県指定文化財の指定については、3月24日に生涯学習・文化財課長から記者発表しております。

「堆黒松ヶ浦香合(ついこくまつがうらこうごう) 玉楮象谷(たまかじぞうこく)作 3合」、「一角印籠(いっかくいんろう) 玉楮象谷作 1具」の2件について、2月27日に開催した香川県文化財保護審議会において、「指定することが適当である」との答申を受けまして、教育委員会で審議した結果、2件を香川県指定有形文化財に指定することといたしました。

テレビ・ラジオ・インターネットは3月27日17時以降、新聞は3月28日朝刊以降の解禁となっております。

議案第21号から第24号までは、教職員の懲戒処分についてでございます。

酒酔い運転により交通事故を起こした公立小学校教諭にかかる懲戒処分1件、酒気帯び運転により交通事故を起こした公立中学校教諭にかかる懲戒処分1件、及び信号無視により交通事故を起こした公立小学校教頭にかかる懲戒処分1件、並びに器物損壊等を行った県立高等学校教諭に係る懲戒処分1件を議決いたしました。

事案の詳細につきましては、この会見の後それぞれ担当課長からご説明いたしますが、教職員は、法令を遵守し、児童生徒はもとより、県民の皆様の信頼を失うことがないように、自らの立場と職責の重さを十分に自覚し、行動すべきでありまして、教職員としてあるまじき行為であり、誠に遺憾でございます。

特に、議案第21号から第23号までは、重大な交通法規違反を行ったものであります。県民一丸となって交通事故防止に取り組んでいる中でこのような違反を行ったこと、また教職員は、勤務時間の内外を問わず、周囲の誤解や批判を受けることのないよう、自らを厳しく律した言動に努めなければならないところでございますが、交通法規の遵守についても繰り返し指導してきた中でこのような事案が起きたことは、誠に遺憾であり、心から申し訳なく思っております。

今後とも、全ての教職員に対し教育公務員としての自覚を促し、県民、保護者の皆様からの信頼回復と再発防止に努めてまいります。

4月年度初めには、市町の教育長会議あるいは県立学校長会議もございますので、その場で私からも、綱紀の保持、服務規律の徹底について改めて強く要請したいと考えてございます。

議案第25号、香川県立学校の管理運営に関する規則及び県立学校学則の一部を改正する規則につきましては、2月県議会定例会で香川県民の日条例が制定されたことに伴いまして、香川県の将来を担う児童・生徒にとって、広く、ふるさとの記憶や感情を呼び起こし、思いを深めていただく特別な日として意識してもらうことを目的に、香川県民の日である12月3日を県立学校の休業日とするため、県立学校の休業日を規定している2つの規則を改正したものでございます。

その他の項目として7件ございます。1件目から4件目までは、お手元に資料提供しております。

その他事項の1件目は、令和9年度香川県公立高等学校入学者選抜についてであります。

令和9年度に入学する生徒の公立高等学校入学者選抜の日程について報告いたしました。今年度の日程から大きな変更はございません。

その他事項の2件目です。「魅力あふれる県立高校推進ビジョン」の改定の間接整理であります。

令和2年の現行の「ビジョン」を策定して以来、一層の少子化あるいは高等学校無償化の拡大、そして、国が「高等教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」を策定したことなど、県立高校を取り巻く環境は大きく変化してまいりました。

これらを踏まえまして、一昨年から協議検討しておりますが、「魅力あふれる県立高校推進ビジョン」を令和8年度末には改定する予定であり、その改定に向けて、県立高校の果たすべき役割、県立高校の配置のあり方、中高の接続・連携のあり方など、主要な課題に対するこれまでの議論の内容を中間的に整理したものを報告いたしました。

その他事項の3件目は、「今後の香川県立特別支援学校の在り方検討委員会」の設置についてでございます。

現在、障害の領域ごとの児童生徒数の変化や社会・産業構造の変化、教員志望者の減少など、県立特別支援学校を取り巻く環境が大きく変化する中、質の高い特別支援教育を展開していくために、「今後の香川県立特別支援学校の在り方検討委員会」を設置することを報告したものでございます。

今後、検討委員会において、県立特別支援学校の果たすべき役割、それに必要な施策、整備すべき施設などについて検討を進め、深めていきたいと考えております。

その他事項の4件目、「香川県部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」についてであります。

昨年12月に示されました国の新たな方針及び本県の実情を踏まえ、「香川県部活動改革及び地域クラブ活動の推進に関する総合的なガイドライン」を新たに策定いたしました。

このガイドラインは、部活動改革や地域クラブ活動の推進等に関して、県としての基本的な考え方や具体的な取組方針を示したものでございます。

その他事項の5件目は、令和7年度学校保健統計調査結果の概要ということで、2月12日に統計調査課から県政記者クラブに報道資料提供しております。

文部科学省が毎年実施している学校保健統計調査結果の概要について、香川県の状況を報告させていただきました。

その他事項6件目、第80回国民スポーツ大会冬季大会の成績についてでございます。2月27日に保健体育課から教育記者クラブへ資料提供しております。

アイスホッケー競技、スケート競技、スキー競技の本県選手の大会成績について報告したものでございます。

その他事項の7件目、旧県立体育館解体工事についてであります。3月23日に保健体育課から県政記者クラブ及び教育記者クラブに資料提供しております。

3月20日に、旧香川県立体育館の近隣にお住まいの皆様への説明会を実施し、その件について報告いたしました。

3月23日に資料提供させていただいたのは、住民説明会でお配りした資料となりますが、説明会では、県の工事担当及び施工者から、工程や安全対策、周辺環境対策等について、説明をいたしました。

なお、資料に記載しております2の工程の工事着手日については、これまで年度内の工事着手に向けて調整を進めてきたところでございますが、住民説明会において回答保留とした質問もありますので、それらの質問への回答などが整い次第、工事着手したいと考えてございます。結果として、工事着手日については年度をまたぐことになりました。

なお、具体的な工事着手日が決まれば、改めて公表させていただきたいと考えてございます。

以上が本日の教育委員会定例会の内容でございます。よろしくお願いいたします。

司会)

それではご質問等ございましたら、お願いいたします。

なお、ご質問の際には、始めに社名とお名前をお願いいたします。

記者)

先ほどお話にあがった旧香川県立体育館の解体工事で、今月20日に住民への説明会が行われて、その不安の声に対して書面で回答するというをおっしゃっていたと思うんですが、住民への回答は今後いつ頃行う予定ですか。

教育長)

持ち帰って検討したいと答えたものもございまして、速やかに検討して回答しようと思っております。

記者)

年度をまたぐことになるとおっしゃっていたと思うんですけれども、現在の状況としてはどんな状況でしょうか。

教育長)

12月に正式に契約が締結されて、現場での施工調整とかをやりながら、一般的には工事着手するわけでございますけれども、住民にも丁寧に説明するということで、住民説明会を開催いたしました。その中でいろんな質問などが出ましたが、それに対して全てを今、答えていないわけですから。回答が保留になったものがありますので、それに対しては回答して、回答が終わり次第、着手できたらと考えています。

記者)

年度をまたぐことになるとおっしゃっていたと思うんですけども、年度をまたいで今後は。

教育長)

ちょっとテクニカルなことですけど、令和8年度以降も契約期間がありますから、着手の時期をいつにするかということで、契約の遂行はずっと続いていっているの、具体的に外構とか仮囲いとか、そういう工事をいつするかというだけの話であります。

記者)

もう1回整理したいんですけども、とりあえず解体着工は、年度内はもうないということですね。

教育長)

ないですね。もう今日が27日ですから。

記者)

断念という言い方が正しいかどうかは別ですけど、当初、目標としていた年度内はやめて、来年度以降になるということですね。

教育長)

そうですね。目標というか、年度内でやろうとしていたんですけども。

記者)

年度内はもう物理的に無理だと。その理由としては、住民説明会でも出ましたけれど、アスベストが見つかって、それへの対応が一番（大きい）ということによろしいですか。

教育長)

どちらかという、住民説明会で回答を保留していた内容があります。それについては、説明会に来ていただいて、質問していただいた内容について、持ち帰って検討しますというお答えもしていますから、まずはそれをしっかりとお返しするのが大切なのかなと思います。アスベストに関しては、現時点で施工者が調査をする内容でございますから。施工者の調査内容について、特に問題はないんじゃないかなという考えでございます。

記者)

住民説明会の時に出た住民からの質問に対して、年度内に回答ができないからということですね。

教育長)

一定時間がかかりますね。

記者)

回答ができないから年度内の着工は難しいということですね。

教育長)

一定時間はありますね。

記者)

保留になっている質問については、例えばこういった項目が挙げられるのでしょうか。

教育長)

非公開で、具体的な家の話とか出ていますから、基本的には質問の内容はお答えしないというスタンスであります。

記者)

要は、工事に関係する不安だったり、気がかりだったりってようなことですか。

教育長)

不安というか、こんな対応してくれるのかどうなのかという提案的なものもありますので。それが、実際に工事が始まってできるのかどうかとか、そんなことも全部含めてですね。不安とか懸念とかの質問もあったかとは思いますが。

記者)

今のところの目途なんですけれども、新年度になって、だいたいいつごろまでってというのはあるのでしょうか。

教育長)

今のところ、私の頭の中には、だいたいというものがありません。回答をできるだけ早めに整理して、お返しして、速やかに着工したいという、定性的なことしか今日の段階では申し上げられないということです。

記者)

住民説明会での住民からの質問の内容としては、アスベストに限らず回答を保留した質問があったということですか。

教育長)

アスベストだけじゃなくて、いろんなことをお聞きされていますから。その中には、持ち帰って検討しますとか、そういうお答えをしたものもありますので。

記者)

回答を保留したものの中には、アスベストについての質問もあった。

教育長)

アスベストのもあったと思います。

記者)

アスベスト以外で回答を保留したものもある。

教育長)

ありますね。そんなにたくさんはなかったと思いますけれども。

記者)

10件未満。

教育長)

件数もちよっと勘弁していただけたらと思います。

記者)

1件ではない。

教育長)

1件ということはないですね。1件だとそんなに時間はかからないかなど。

記者)

工期は伸びるんですか。

教育長)

工期は、今は令和9年9月17日という設定で契約をしておりますから。

記者)

着工が遅れても契約期間中には終わらせたいっていう。

教育長)

そこはまさに今後調整しながらということであります。

記者)

部活動の地域移行について、2月24日に協議会をされてガイドライン案が示されたと思うんですが、案から今回の決定で変更点はあるんですか。

教育長)

内容に変更点はないと思いますが、例えば基準の設定とか、市町の方からその場だけでなく後からもご意見をいただいていますので、それに対しての考え方とかはあわせてお返しする予定であります。ガイドラインの内容そのものは、2月24日から趣旨は変わっていないと思います。

記者)

協議会が終わってから、市町の方から問い合わせを受けた内容についての回答もこれまでしてきたということですか。

教育長)

今日決まったので、一緒にお知らせするようになります。

記者)

特別支援学校の在り方検討委員会は、以前に設置していたものでなく初めて設置するものになりますか。

教育長)

教室不足などへの当面の対応はしていますけれども、特別支援学校の在り方を改めて議論するという事で令和8年度に設置し、今後の特別支援学校の教育内容とか教育環境をどうするのか、そもそもから検討し直すということでもあります。

記者)

具体的に教室が足りないということがみえているんですか。

教育長)

実際に教室不足が生じておりまして、丸亀支援学校と香川中部支援学校では教室不足対策のハード整備に着手しています。

記者)

そういうことも含めて全体的に県内で考えていく。

教育長)

そうです。専門的な教育をどうしていけばいいのかとか、その後のキャリア教育のためにどのようなことをしていけばいいのかとか、幅広く。特別支援学校は児童生徒の社会的・職業的自立を支援するための学校ですから、幅広くそういうことを検討していく会を新たに設けるといことです。

記者)

令和9年度の入学者選抜の日程について、今回、オンラインによる出願が始まったと思いますが、新たに令和9年度から大きく変わる点などはありますか。

教育長)

特にはないです。

記者)

令和8年度同様。

教育長)

はい。

記者)

オンラインも続ける。

教育長)

続けます。

記者)

合格発表もサイトでというのも変わらない。

教育長)

変わりません。

記者)

中高一貫校の設置について、令和8年度末の推進ビジョンの中で具体的に決めるということになるんですか。

教育長)

一定の具体性がそこで出せばいいと思いますし、そこで提示する方向で議論を進めら

れたらなと考えています。

記者)

設置というのは、例えば、高松高校に高松中学校を新たに設けるといような設置になるんですか。

教育長)

その設置形態も含めて、今、誤解されている方は、新しい土地を買って新しい校舎を建てるというようなイメージを持たれているようですが、中高一貫教育、あるいは接続連携の教育校というのは、大きく3つの形態があります。中等教育学校と、併設型の中高一貫校と、連携型の中高一貫校と3つあります。今、高松北中学校は併設型の中高一貫校ですが、中等教育学校という形にするのか、あるいは併設型にするのか、連携型にするのか、教育ニーズとか出口戦略も含めて、今からまさに具体的な検討を始めていくということでありま

記者)

3形態のうちどれかということもこれから。

教育長)

これからです。

司会)

よろしいでしょうか。

それでは、以上で会見を終わらせていただきます。

教育長)

ありがとうございました。

改めて、新年度からもよろしくお願いいたします。